

また、債務負担行為補正が行われました。主なものは次のとおりです。

- **山梨ごども園調理等業務委託**
期間 令和3年度～令和8年度
限度額 5920万円
- **家庭ごみ（雑紙）収集運搬業務委託**
期間 令和3年度～令和6年度
限度額 3000万円
- **袋井東・笠原小学校体育館屋根外壁改修実施設計業務委託（ゼロ債務）**
期間 令和3年度～令和4年度
限度額 610万円
- **三川コミュニティセンター空調設備改修実施設計業務委託（ゼロ債務）**
期間 令和3年度～令和4年度
限度額 300万円

※1 債務負担行為とは
一つの事業や事務が単年度で終了しない場合に、議会の議決を経て、その期間と限度額を定めておく制度です。

※2 ゼロ債務とは
年度当初や早期の工事着手を可能とする制度です。次年度に計上する予定の予算に、あらかじめ現年度中の補正予算において、債務負担行為を設定することにより、現年度中から入札・契約などの事務手続きを始められるようになります。

条例の制定

- 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

令和4年4月1日から督促手数料を廃止することで、納付環境の改善を図るとともに、国が進める納税システムなどのデジタル化に対処するため、関係する10本の条例を一括して整備するための条例を制定するものです。

条例の一部改正（主なもの）

- 袋井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
(期末手当の年間支給月数 3・55月↓3・45月)
- 袋井市特別職の職員で常勤のもの給料等に関する条例の一部改正について
(期末手当の年間支給月数 4・45月↓4・30月)
- 袋井市職員の給与に関する条例の一部改正について
(期末手当の年間支給月数 4・45月↓4・30月)

- 袋井市税条例の一部改正について

本年3月31日に公布された「地方税法等の一部を改正する法律」のうち、令和4年1月1日以降に施行されるものについて所要の改正を行うものです。主な改正内容は、令和6年1月1日から30歳以上70歳未満の国外居住親族を原則として扶養控除の対象

から除くことや、医療費控除の特例であるセルフメディケーション税制の適用期限を令和9年度まで延長するものです。

- 袋井市運動施設条例の一部改正について

使用料・手数料の定期見直しを検討した結果、受益者負担の原則と公平性の確保及び原価算定方式による明確な料金算定の観点から、袋井体育センター及び浅羽体育センターの体育室、堀越公園多目的広場の使用料を改正するものです。

- 袋井市駐車場条例の一部改正について

新型コロナウイルス感染症による外出自粛などの影響により、利用が減少している愛野駅北駐車場に新たに定期利用を導入するため所要の改正などを行うものです。

- 袋井市印鑑条例の一部改正について

スマートフォンを利用した証明書などのオンライン請求において、印鑑登録証明書の請求ができるよう、所要の改正を行うものです。

その他

- 令和3年度（債）袋井市静岡モデル防潮堤（中新田地区）整備工事請負契約の締結について

・ 土木一式
契約相手先…株式会社永井組
契約金額…3億3715万円
工期…令和3年12月18日～

令和5年3月20日